障害者である職員の任免状況の公表について（令和８年６月１日現在）

【町長部局】【教育委員会部局】

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	１４２．５人
障害者の数	３人
実雇用率	２．１１％
法定雇用率	２．８０％ ※法定雇用率は達成していないが、法定雇用障害者数に不足はない

※嘉島町教育委員会については、小規模な機関であり、任免に関する状況の通報においては、町長部局と併せて行っていることから、公表についても、町長部局と併せて実施する。

※算定の基礎となる職員数は、常勤職員及び短時間勤務職員のうち、雇入れのときから１年を超えて引き続き雇用されると見込まれる職員から、障害者雇用促進法で定める除外職員等を除いた職員の数である。なお、短時間勤務職員は１人をもって０．５人とし、週２０時間未満勤務の者は職員数に含みません。